

議案第 2 号

バス停留所「新政公園」の移設について

バス停留所「新政公園」の移設は、次に定めるところによる。

平成 2 9 年 1 2 月 1 4 日

飛島村地域公共交通活性化再生法定協議会
会 長 久 野 時 男

バス停留所「新政公園」の移設について

1．停留所の情報

- 路線 飛島公共交通バス（蟹江線）
- 停留所 移設 1 箇所
- 名称 新政公園
- 住所 飛島村大字新政成四丁目 138 番地
- 設置計画日 平成 30 年 2 月 1 日
- 地権者 飛島村
- 道路管理者 村道（飛島村）

2．事前確認事項

- 警察調整 平成 29 年 10 月 19 日（木）現地確認
- 運行事業者 平成 29 年 10 月 19 日（木）三重交通㈱桑名営業所と現地確認
- 地権者 平成 29 年 11 月 24 日（金）担当課と確認
- 道路管理者 平成 29 年 11 月 24 日（金）担当課と確認

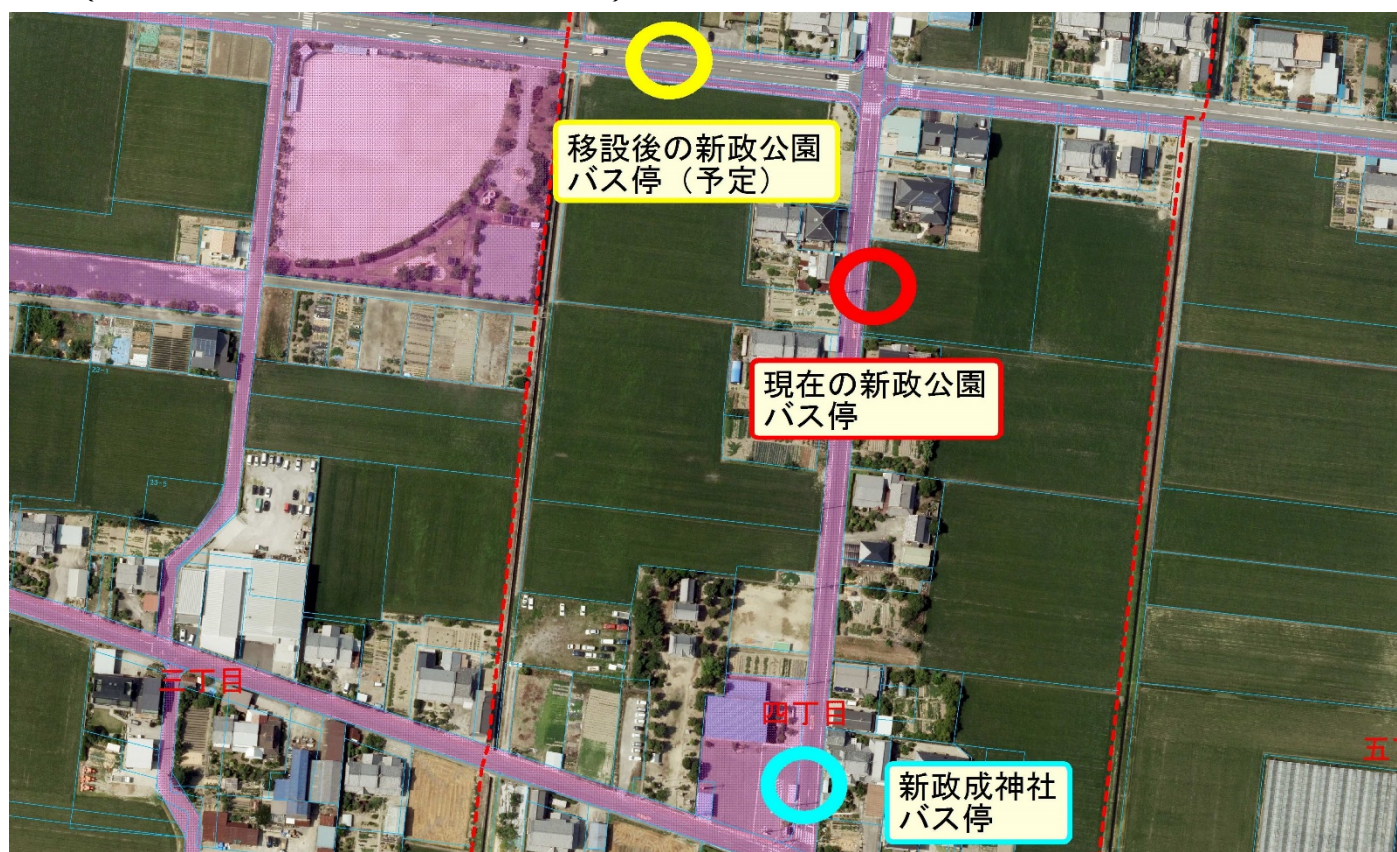
事前確認事項について、全て支障なし

3．新設までのスケジュール

- 協議 飛島村地域公共交通活性化再生法定協議会 12 月 14 日協議
- P R 方法 飛島村広報及び既存バス停留所（新政公園）にて周知
- 利用開始日 平成 30 年 2 月 1 日

4．設置位置

- 位置（移設後の詳細図については別紙のとおり）



新政公園バス停 移設位置図及び安全対策（案）

